平成２１年（フ）第３４９号
福島県岩瀬郡鏡石町中央155緑ハイツ202号、住民票上の住所千葉県松戸市金ケ作227番地の５
破産者　渡邊　照男
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３６４号
千葉県柏市逆井３丁目26番２―109号
破産者　宇田川正弘
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３７２号
千葉県松戸市八ケ崎３丁目59番地の36
破産者　大西　　敬
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４４０号
東京都墨田区東駒形４丁目24番５号
破産者　有限会社ミヤハラ工芸
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４４１号
千葉県松戸市栄町西１丁目758番地の２
破産者　宮原　宜司
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成１８年（フ）第３６２号
長崎県佐世保市三浦町１番13号
破産者　有限会社安永美容院
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２０年（フ）第２２６号
長崎県東彼杵郡波佐見町井石郷198番地１
破産者　株式会社成富建設
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２０年（フ）第３０７号
長崎県東彼杵郡波佐見町井石郷419番地
破産者　有限会社三喜工房
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２０年（フ）第１０１６８号
東京都渋谷区上原１丁目20番５号
破産者　株式会社ミューコンセプト
１　決定年月日　平成21年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１２１１４号
長野県長野市大字北尾張部747番地
破産者　滝澤建設株式会社
１　決定年月日　平成21年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１４２５２号
東京都港区元赤坂１丁目１番８号
破産者　日本洋書販売株式会社
１　決定年月日　平成21年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１９３５６号
東京都八王子市大楽寺町529―16
破産者　齋藤進一郎
１　決定年月日　平成21年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第３７８２号
札幌市白石区菊水元町１条１丁目８番13号
破産者　日東仮設工業株式会社
１　決定年月日　平成21年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１３号
千葉県成田市本城32番地33、住民票上の住所千葉県富里市十倉514番地10
破産者　村川　　充
１　決定年月日　平成21年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２１８号
千葉県印西市原４丁目５番地６棟202号
破産者　岩崎　晴美
１　決定年月日　平成21年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４０８５号
東京都杉並区阿佐谷北２丁目７―19　第２サイトウハウス203
破産者　入月　謙一
１　決定年月日　平成21年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７２９号
横浜市鶴見区矢向１丁目１番１号
破産者　有限会社宮野工業
１　決定年月日　平成21年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１３号
岐阜県多治見市坂上町８丁目17番地の１
破産者　川本　記道
１　決定年月日　平成21年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１１５号
岐阜県多治見市坂上町８丁目17番地の１
破産者　川本　倖子
１　決定年月日　平成21年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２０２号
静岡県浜松市西区湖東町5989番地の１
破産者　有限会社エンシュウ
１　決定年月日　平成21年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第２４８７号
愛知県北名古屋市鹿田中海道3631番地
破産者　東海醗酵工業株式会社
１　決定年月日　平成21年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３１２４号
愛知県豊明市阿野町大島170番地
破産者　パシフイック生コン株式会社
１　決定年月日　平成21年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３９４１号
愛知県半田市大和町１丁目22番地の１
破産者　有限会社アドヴァンス
１　決定年月日　平成21年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部